

裁判員等経験者との意見交換会議事録

日 時 令和3年3月3日（水）午後2時から午後4時まで
場 所 高松高等裁判所大会議室（高松高地裁庁舎6階）
参加者等 所 長 黒 野 功 久（高松地方裁判所長）
司会者 近 道 暁 郎（高松地方裁判所刑事部総括判事）
裁判官 高 橋 貞 幹（高松地方裁判所刑事部判事）
検察官 山 崎 誠（高松地方検察庁検事）
弁護士 田 中 拓（香川県弁護士会所属）
裁判員等経験者1番 40代女性（以下「経験者1番」と略記）
裁判員等経験者2番 70代男性（以下「経験者2番」と略記）
裁判員等経験者3番 60代男性（以下「経験者3番」と略記）
裁判員等経験者4番 50代女性（以下「経験者4番」と略記）
裁判員等経験者5番 20代男性（以下「経験者5番」と略記）
裁判員等経験者6番 女性（以下「経験者6番」と略記）

（司法記者クラブ記者8名）

【所長挨拶】

高松地方裁判所の黒野でございます。

本日は、御多忙にもかかわらず、裁判員・補充裁判員を御経験いただいた6名の方々に御参加いただき、誠にありがとうございます。

この意見交換会は、裁判員・補充裁判員を経験された方々から、裁判員裁判に関する率直な御意見、御感想をお聞かせいただき、今後の裁判員裁判の運用改善を図ることを目的としております。

これまでの意見交換会におきましても、御参加いただきました方々から貴重な御意見を多数いただき、その御意見を裁判員裁判の運用改善のために、大いに参考にさせていただいているところでございます。

本日は、裁判員裁判の進めていく上で大変重要な、検察官・弁護人の主張、証拠書類や証人尋問などの分かりやすさについての御意見や、裁判員裁判に参加する上での負担や守秘義務についての御感想や御意見をお伺いする予定です。その他、裁判員裁判に参加されての全般的な御感想なども率直に述べていただき、活発な意見交換を行っていただきますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

【司会者】

刑事部部総括判事の近道暁郎でございます。

裁判員・補充裁判員の経験者の方、懐かしい顔を見ることができて、本当に今日はうれしいです。本日は、お忙しい中、裁判所にお越しくださいます。本当にありがとうございます。今日は、ぜひ、率直な御意見をいただければと思います。

本日は、私のほか、裁判所、検察庁、弁護士会から1名ずつ出席してもらっています。裁判官、検察官、弁護士の順で、それぞれ簡単に自己紹介をお願いします。

【裁判官】

私は高松地方裁判所刑事部の裁判官の高橋と申します。本日は、よろしく願いいたします。私も裁判員・補充裁判員の経験者の皆さまとまたお会いすることができて、大変うれしく思っています。よろしく願いいたします。

【検察官】

高松地方検察庁の検事の山崎誠と申します。よろしく願いいたします。

本日は、裁判員等経験者の方から直接忌憚なき御意見を聞かせていただける貴重な機会ということで、楽しみにしています。よろしく願いいたします。

【弁護士】

香川県弁護士会の弁護士の田中と申します。

私も、裁判員担当の弁護人として活動した事件の裁判員経験者の方がいらっしゃると思うので、ぜひ、色々承らせていただきたいと思います。

【司会者】

それでは、さっそく意見交換に入らせてください。

まず、裁判員・補充裁判員の経験者の方がそれぞれどういった事件を担当されたのか、担当した事件について説明しますので、その後、裁判員・補充裁判員として裁判に参加された、率直な、全般的な感想をお聞かせいただければと思います。例えば、裁判員等として裁判に参加してよかったか、よくなかったか、どういう点がよかったかといったところを言ってもらえると幸いです。

まず、1番の方が担当されたのは、殺人未遂の事件でした。「スナックで言い争いになった被害者の腹部を殺意をもって、果物ナイフで1回突き刺し、加療約3か月間を要する傷害を負わせたにとどまった」というものでした。争点は、殺意があったかどうかと量刑でした。殺意があったかどうかという点については、被告人はお腹を刺そうとしたのではなくて、太ももを狙ったが腹部に刺さってしまったと供述していた事件でした。審理は、全体で6日間、審理の日が3日間、評議・判決だけの日が3日間でした。

1番の方、裁判員として裁判に参加されて、どのような感想を持ちましたでしょうか。教えていただけると幸いです。

【経験者1番】

初めてのことで、経験するまでは不安も結構ありましたが、裁判官の方が分かりやすくかみ砕いて説明してくださったので、そういう点ではあまり気負うこともなくできたと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

2番の方については、現住建造物等放火の事件を担当されました。「仕事をずる休みするために、父母と一緒に住む自宅に火を放って、その自宅の一部を燃やした」という事件でした。争点は量刑でした。全体で4日間、審理の日が2日間、評議・判決のみの日が2日間でした。2番の方、裁判員として裁判に参加されて、どのような感想を持ちましたでしょうか。

【経験者 2 番】

もともと、若いときから法律とか裁判とか実際の裁判がどういうふうに進んでいくか興味がありまして、全く白紙の状態で裁判員を受けたんですけど、自分が想像していたよりも、裁判官、検察官、弁護士のまとめた資料は非常に分かりやすいし、意見とか実際の評議の際の進め具合にしても、極めて率直に意見とか感想を言わせていただく環境が整っているなという印象が非常に強かったです。ですから、思っていたより全体像が分かって、あと最後だけなんですけど、量刑が決まって裁判長が裁判を言い渡しましたけど、入るとき、私がこういう結果につながることを言ってよかったかなと、そういう率直な気持ちですね。それだけはクエッションマークが残ったような印象があります。

【司会者】

ありがとうございました。

3 番の方、4 番の方は同じ事件を担当されまして、3 番の方、4 番の方が担当されたのは、罪名で言いますと、営利略取、強盗致傷、監禁致傷、窃盗、強盗未遂の事件でして、時系列の順で言うと、まず強盗未遂の事件がありまして、「母親に対して、家の中で暴力を振るって現金を奪おうとしたが、できなかった。」というのが強盗未遂の事件、それから、営利略取、強盗致傷、監禁致傷、窃盗の事件については、同じく、「母親に対して、暴力を振るって、自宅から引きずり出して自動車に閉じ込めて発進させ、現金やカードを奪うなどした」という事件でした。争点は、いずれの事件についても、被告人が、被害者に対して抵抗できなくなるような暴行を加えたかどうか、強盗にあたるのかどうかというものでした。そもそも被告人は、事件とされているときについては、母親に対して暴行・脅迫はしていません、と供述していたと思います。全体で7日間、審理の日が4日間、評議・判決のみの日が3日間でした。裁判員に参加されて、まず3 番の方どのような印象・感想を持ちましたでしょうか。

【経験者 3 番】

私は、最初に選ばれたときに、補充裁判員として選ばれて、裁判に行った当日の朝に、都合が悪くなった人がいるので裁判員になってくださいということで、急きょ裁判員になりました。

当初、補充裁判員となっていたときは、俗に言う、ベンチスタートという感じで後ろで待っていたらという、楽な気持ちでいたのですが、当日裁判に出席して、朝行くと、急きょ先発でいくぞ、という感じになったんで、気持ちが補充裁判員とは違うなという感じが特にありまして、午前中は色々自分の中で葛藤がありました。ただ、どの方もおっしゃっていたように、一つ一つ詳しく説明していただいたり、検察官とかの資料にも触れて、だいぶ慣れてきて、最後は判決の一員に加わられて、結審できたことに対して、いい経験ができたと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

4番の方、お願いします。

【経験者4番】

突然選ばれて、全然裁判のこととかを知らないのに何をするのだろうかと不安に思って参加したんですけれども、検察官とか弁護人の冒頭陳述とか一連の流れを見て、評議が予定で3日間あったんですが、この評議は何をするんだろうと思いました。しかし、裁判長と2人の裁判官の、3人の方が細かく説明してくださり、その都度思ったことを言ってくれたらいいですからということで、今日の方が緊張していて、そのときは、みんなでグループ討論会みたいな感じで、自分の意見が素直に言えるような雰囲気を作ってくださいって、それはすごいよかったなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

今日は、緊張しますよね。

5番の方が担当されたのは、殺人、死体遺棄・死体損壊の事件でした。「父親を鈍器様のものでも殴って殺害し、その死体を焼くなどした」というもので、争点は、量

刑でした。全体として5日間、審理の日が3日間、評議・判決のみの日が2日間でした。5番の方については補充裁判員として裁判に関わっていただいたということですが、どのような感想を持ちましたでしょうか。

【経験者5番】

私は、裁判のこととか、知識が全くゼロで、正直、事前勉強もせずに行きましたが、知識がない自分でも、裁判長や裁判官の方が裁判の仕組みを一から教えてくださって、また、裁判の日も、検察官や弁護人の方も僕らが分かりやすい形でしゃべってくれていたんで、知識がない私でも理解することができました。

補充裁判員で、先ほども話にあったように、ベンチみたいなメンバーだったんですが、しっかり自分の意見を聞いてくれて、とてもいい経験になりました。

【司会者】

6番の方につきましては、殺人の事件を担当していただきました。「母親である被害者から延長コードで頸部を絞められそうになる暴行を受け、被害者に対して、防衛の程度を超えて、被害者の頸部を逆に延長コードで締めつけて、死亡させた」というものでした。争点は、殺意があったか、過剰防衛だったといえるか、量刑でした。全体で10日間、審理の日が5日間、評議・判決のみの日が5日間でした。裁判員として参加していただいたのですが、どのような感想を持ちましたでしょうか。

【経験者6番】

事件自体の背景だったりとか、経緯がすごく複雑で、それを整理するのにすごく大変だった印象が残っています。証拠だけで判断しきれないところとか、疑問が疑問のまま終わったりした部分もあったのですが、そのいずれにおいても、評議の時間の中で割と皆さんと結構深く、皆さんの思いを交わし合えたのはすごくよかったなと思っています。その中で、最初は判断を迷っていたのですが、最終的に自分の意見としてまとめて考えて終えられたのはよかったと思います。迷っても、最終的には裁判官が、どこにスポットをあてて考えたらよいか、整理をしながらつきあってくれたのがありがたかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、個別のところに入っていきたいと思います。

まず、法廷での審理についてです。審理がどのように進んでいったかですが、最初に、検察官の起訴状朗読、それに対して被告人・弁護人が事実を認めるかの意見、その後に、検察官・弁護人のそれぞれの冒頭陳述、つまり、最初のプレゼンテーションがありました。その後に、証拠調べに入ったわけですが、証拠調べの後にも、検察官の論告、弁護人の弁論という形で、検察官・弁護人からの最後のプレゼンテーションがありました。これらの検察官・弁護人の冒頭陳述や検察官の論告・弁護人の弁論について伺います。

検察官・弁護人の最初のプレゼンテーションである冒頭陳述や、法廷での最後のプレゼンテーションである検察官の論告、弁護人の弁論において、それぞれ資料が配られたり、法廷で言っていただいたりしたのですが、分かりやすかったのか、役に立ったのかというところについて伺えればと思います。

2番の方からお願いします。

【経験者2番】

そのとき、裁判員として伺った印象としては、あらかじめいろんな書面を見せていただいて、だいたいそれに沿った説明をしていただいたということで、内容的には、分かりやすかったと思います。それと、私が担当した事件が複雑なものではなく、被告人の印象と証人の話などを聞いて納得のいくような内容ばかりだったので、ここで色んな疑問が出ることは全くありませんでした。非常に分かりやすい内容だったと思います。

【司会者】

2番の方の事件は、事実自体は争いがなく、刑をどうするかという事件で、冒頭陳述は、検察官・弁護人共にA4・1枚で、論告・弁論も、それぞれA3・1枚でそれ自体よくわかりましたか。

【経験者 2 番】

内容的には、理解するには十分だったと私は思います。

【司会者】

ありがとうございます。

3 番の方、4 番の方は同じ事件を担当されたのですが、それぞれ、検察官・弁護人のプレゼンテーション、冒頭陳述や論告・弁論については、どういう印象・感想を持ちましたでしょうか。3 番の方からお願いします。

【経験者 3 番】

私らの裁判のときには、たまたま、弁護人の方が体調を悪くされて、主任弁護人ではない人が途中から説明という形になったのが、イメージとしていっぱい残っているのと、裁判の審理のときの中で検察官の資料は細かく分かりやすかったのですが、弁護人の資料はどちらかというと簡単なというか、弁護人として、もっとう、色々と、無罪的なことは書いていたとは思いますが、被告人に対する弁護が弱いという印象を、資料としては受けました。ただ、親子間の事件なので、自分もこの事件の親と同じ世代で、自分の子もこの事件の被告人と同じくらいの年齢なので、自分のことと置きかえて参加させてもらったというのが、一番イメージがあります。

資料の内容や裁判官らの説明は、大変うまくご説明していただいて、資料を見ながら話を聞くということで、分かりやすかったと感じています。

【司会者】

ありがとうございます。

4 番の方、どのような印象・感想を持たれましたでしょうか。

【経験者 4 番】

親子間のことでしたが、決定的な証拠が不十分だったというか、検察官は結構、こと細かく証拠を色々を出してきて、圧力を感じました。弁護人については、弁護人が倒れたのが衝撃的だったのと、あまり弁護していないという印象を受けました。だから、無実もあまり訴えなかったし、もう少し弁護側ががんばってもよかったの

かなという印象はあったのですが、全体の流れはよく分かりました。

【司会者】

その事件を担当していたとき、検察官の方は分かりやすいんだけど、中身があまりに細かすぎてびっくりしたという声を聞いたのですが、そういうことはなかったのでしょうか。

【経験者4番】

ありました。色んなものをたくさん出してきて、これという決め手に欠けるところがありました。弁護人もちょっと弱かったような気がします。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方、検察官・弁護人のプレゼンテーションにどのような印象・感想を持ちましたでしょうか。

【経験者5番】

二つあるんですけど、一つ目は、人間関係が複雑で、理解に時間かかったんですけど、私が見ていた資料は、検察官の資料で人間関係を図にしたのが分かりやすく、結構、そればかり見ていました。それがありがたかったです。

あと、検察官・弁護人も、たまに早口になって、こっちもついていくのに結構、必死になることがありました。

【司会者】

人間関係というのは、家族の関係でしょうか、それとも証人の関係でしょうか。

【経験者5番】

全部です。

【司会者】

6番の方は、検察官・弁護人のプレゼンテーションについて印象・感想を持ちましたでしょうか。

【経験者6番】

最初に席についたとき、こんな風に紙で用意していただけているのだなというのにびっくりしました。全く流れも分からなかったのですが、それを見ながら置きながらやったので、すごくそれは分かりやすかったと思います。

それと、人物像が図で示されていたりとか、時系列を図で示してくれていて、何があったのかというイメージが抱きやすかったと思います。

最初に、検察官の冒頭陳述があって、その後、弁護人の方に移られたときに、最初に被害者の人物像みたいのところから話をスタートされたので、そこは意表をつかれたなという感じで、弁護人方のそれは外堀から事件に入っていったなという感じで、心情に訴えようとしているのかなという印象が最初でした。

【司会者】

心情に訴えようとしているのかなということについては、6番の方としてはどう思われたのでしょうか。

【経験者6番】

まだ事件の流れをイメージするのが精一杯だったので、戸惑いみたいな、まだ整理がついていない中でどこからまず自分は見ていったらいいのだろうと戸惑った部分ではありました。

【司会者】

それは、冒頭陳述のところということですね。

【経験者6番】

そうです。

【司会者】

それでは、1番の方、検察官・弁護人のプレゼンテーションについて、どのような印象・感想を持たれましたでしょうか。

【経験者1番】

他の方々と同じような意見なんですが、検察官の方の冒頭陳述メモが、図が入っていたので分かりやすかったです。弁護人の方のものは、色使いもさほどではなく、

言葉だけだったので、その場面を想像しにくい部分があって、検察側の冒頭陳述メモばかり目で追っていた記憶が残っています。

【司会者】

冒頭陳述について話していただいたと思うのですが、論告・弁論はどうでしたか。

【経験者 1 番】

結構前なので、申し訳ないのですが、最終的にはきれいにまとめていただいて、こういう持っていき方になるんだなど、流れに乗って資料によって結論づけられたという記憶があります。

【司会者】

ありがとうございます。

続いて、証拠調べの関係について移ろうと思います。証拠調べの順番としては、証拠書類の取調べをした後に、証人に対する尋問、事件によっては何人か、そして最後に、被告人本人への質問という順番が多かったと思います。

こういった、証拠書類の取調べや、証人尋問、被告人質問は、分かりやすかったのかどうか、理解できたのかどうかについて伺おうと思うのですが、証拠書類の取調べ、証人尋問や被告人質問について、どういった印象・感想を持ちましたでしょうか。

3 番の方からお願いしてよろしいですか。

【経験者 3 番】

証人尋問等については、弁護士側の方の証人が一人もなかったと記憶しています。検察の方からの証人はたくさんいて、細かくあったんですけど、弁護士側の方の証人がほとんどなかった記憶なんですけど、こういうもんなんかだと、ついついテレビドラマではないんですけど、そういうのを見ていると相反する立場からたくさん出てくるのを想定していたので、そこまででもなかったなというのが一番印象的です。

【司会者】

検察官や弁護人のそれぞれより、それぞれの立場から、質問があったと思うのですが、質問の意図している内容は分かりましたか。

【経験者3番】

だいたい分かりました。

【司会者】

ありがとうございます。

4番の方は、証拠書類の取調べ、それから証人尋問、被告人質問の関係ですね、いかがですか。

【経験者4番】

検察側の説明はよく分かりましたが、私も同じで、弁護人の方が検察側に対しての反論があまりなく、証人もなかったし、ちょっと弁護側が押しが弱かったなという印象がありました。

【司会者】

弁護人の質問の意図しているところは分かりましたか。

【経験者4番】

分かりましたけど、もうちょっとつまらないのかなという印象を持ちました。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方、いかがですか。証拠書類の取調べ、証人尋問、被告人質問について、どういった印象・感想を持ちましたでしょうか。証拠書類としては、例えば、現場の写真ですとか、関係者の供述調書の読み上げがあったと思います。また、解剖医の方や知人何人かやお姉さんの捜査段階の供述調書の読み上げがあったと思いますが、あまり印象に残っていないでしょうか。

【経験者5番】

現場の写真とか部屋の図、平面図的なものを載せてくれていたので、その辺は、理解しやすかったなと思います。あとは、特にはないです。

【司会者】

何人かの方については、供述調書が出ていたのですが、あまり印象に残っていないですか。

【経験者 5 番】

はい。

【司会者】

証人尋問や被告人質問については分かりやすかったでしょうか。

【経験者 5 番】

はい。分かりやすかったと思います。

【司会者】

6 番の方については、いかがですか。証拠書類の取調べ、あるいは証人尋問、被告人質問のあたり、いかがでしょうか。

【経験者 6 番】

証拠書類について、途中、画面の方に写真が掲載された場面があって、正直こんな風にやってモニターに映るんだと思うような場面がありました。あと、出されてきた証拠でどうしてもみんなで疑問が残るところが払拭できないままに終わったなという印象は正直あります。

また、証人尋問とかに関しては、質問の意図が最初、なんでそのような質問をしているのだろうということが続き、最後の最後にそういう意図で質問されていたのだなとつながっていくというのは何度かあったような記憶があります。

被告人の方が途中、体調を崩したときに、全体がざわざわしたときに、弁護士の方の対応が一步出遅れていた印象がありました。

【司会者】

今の最後のところは、被告人の立場を守るべき弁護人が被告人の体調が悪くなったらすぐに駆けよればいいのにな、というご主旨でしょうか。確か、すぐに休廷をとったと思いますけど、その間に弁護士さんがすぐに動かれなかったことに疑問を

持たれた、というところでしょうか。

【経験者6番】

(うなずく。)

【司会者】

ありがとうございます。

1番の方、証拠書類の取調べ、証人尋問、被告人質問、つまり、証拠調べについては、どういう印象・感想を持ちましたでしょうか。

【経験者1番】

証拠調べは果物ナイフの実物が出てきて、分かりやすかったと思います。現場の時間帯の動画が暗くて見にくかったのですけれども、それも、他の裁判員裁判の方と図に表したりしながらみんなで討論しながら、被告人が主張している殺意についてというところと実際はどうだったかということについて、裁判官の方と証拠品や写真などを一緒に考えていくのには分かりやすかったと思います。

証人尋問のところで、何でこの人の証人はないんだろうというような、私たち裁判員からしたら、この人たちの意見を聞きたいよね、というところがあって、でもそこが証人として尋問されないんだねという方が中にいたので、そういうところは、一般の私たちの感覚と検察官の感覚は違うのかなと感じました。

【司会者】

今、証人として出てきたらよかったのにな、という方は、ちなみに、供述調書ではあった人なんですかね。

【経験者1番】

そうです。事件の刺した現場にいた人たちの、上下関係で、一人は呼ばれたけれど、他の人たちの意見も私たちは聞きたいなと思ったのです。でも、実際、尋問としては、呼ばれてなかったので、紙ベースの供述しかなかったもので、そういうところが、一般の私たちと検察の違うところなのかな、と思いました。

【司会者】

その人については、話を聞きたかったということでしょうか。

【経験者1番】

休廷時間のとき、何人かの方が何でこの人呼ばないんだろうね、というのはありました。

【司会者】

2番の方は、証拠書類の取調べとか、証人尋問、被告人質問について、どういった印象・感想を持ちましたでしょうか。

【経験者2番】

私の事件では、あまり事実と争いがなくて、強い印象はないのですが、証拠は、ほとんど映像で、ずっと現場の写真とかモニターとか色々見せていただいて、ほとんどその部分だけで特に変わったものもなく、こんなものかなという印象でした。

証人に関しては、そこで話してくれること自体が、被告人にとっては、非常に強い味方というんですかね、特に今回の被告人の方は、本人を悪く言う人は誰もいなくて、職場の上司の方やご両親の話、執行猶予がついたときに働ける所の友人の方の話が、皆さん被告人を助けてあげたいと意見が多くあり、その反対の意見がなかったもので、そういう話は、量刑するときにとっても影響すると思いました。もし、反対の人がいたら、考え方が変わっていたかもわからないなという印象はありました。被告人の質問自体については、気が滅入った感じで、あまり印象には残っていません。

【司会者】

証人尋問の意味は分かりましたでしょうか。検察官・弁護人の質問の意図や答えはだいたい分かりましたか。

【経験者2番】

よく分かりました。

【司会者】

検察官・弁護人の立場から経験者の方に対して、審理の関係で何か御質問はあり

ますでしょうか。

【検察官】

検察官山崎からお尋ねしますが、参考人で、証人としては出てこずに供述調書だけ呼ばれる方がいるのですが、やはり印象に残りにくい、実際、証人として出てもらった方がより分かりやすいでしょうか。

【司会者】

1 番の方はそんな印象があるということですかね。

【経験者 1 番】

そうですね。私たちが思っていたことを明確にするには、もうちょっと被害者側の一緒に現場にいた人がどんな感じのことを言うのか直接聞いたかったというのがあります。

【司会者】

現場にいた人とか、もしかしたら、その直前までいた人ということでしょうか。

【経験者 1 番】

そうですね。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方はどうですか。供述調書で出されたものについて、証人として来てもらった方がよかったのかどうかということなのですが、3 番、4 番の方の事件は、供述調書は採用されていなかったと思います。5 番の方は供述調書の読み上げがあったかと思うのですが、証人として来てもらった方がよかったか、そのあたりは、どうでしょうか。

【経験者 5 番】

はい。実際に来てもらった方が分かりやすいと思います。

【司会者】

さっきの話だと印象に残っていないということでしょうか。

【経験者 5 番】

はい。

【司会者】

6 番の方はどうですか。

【経験者 6 番】

結構、証人の方が多めにおられたので、その周辺の方の話でイメージが掴めている部分があったので、私のときのこれに関しては、供述調書の読み上げでも十分理解できたかなと思います。

【司会者】

確か、6 番の方の事件は、本人のお姉さん二人とか元夫とか、被告人本人を知る人物が何人も出られた事件でしたね。むしろ、6 番の人としては、そこで、証人として出なくてもよかったのではないかというイメージでしょうか、何人かでよかったのではないかというところでしょうか。

【経験者 6 番】

いえ、証人として出ていただいた方の話はそれぞれ参考になりました。おばさんでしたかね、供述調書で出たのは。皆さん共通した認識をお持ちなんだなというイメージで伺っていたので、そういった意味で、その方の内容については、調書でもよかったと思います。

【検察官】

争点との関係で申しますと、1 番さんの事件は、意図的に腹部を狙ったかどうかというところで、5 番さんの事件は情状の問題でしたが、要は実際やったかやってないかではなく、被告人や被害者の人となりをもっと知りたいという印象があるのでしょうか。

【経験者 1 番】

ドラマなどの感覚しかないので、ドラマは、人となりがよく出ているので、最後の最後になって、結局争点は殺意があったかどうかと理解しましたが、前半は一般

人からすると心情や背景をちょっと知りたいと思ってしまうので。

【弁護士】

弁護人の活動についての色々な御意見は会内で共有し、会内の研修で活かしたいと思います。

山崎検察官からの質問にもやや被るのですが、皆さん、もっと証人の話を聞きたかったとか、知りたいことがもう少しあったという話がいくつか出たかと思います。弁護士としても、私、1番さん、5番さんの事件を担当した弁護士ですが、実は証人でやりたいという気持ちは弁護士もあるのですが、それが諸々の都合で証人でできなかつたという側面もあるのですけれども、実際、皆さんは、裁判員に参加されるまでは、日程の都合のやりくりをどうしようかという御負担があったり、参加してみると、もっとここが知りたかったとかこういう話を聞きたかったということがある中で、実際の審理スケジュールがもう少し長くても、もっと事件に迫っていくような、もっと証拠を見聞きできるような、ということを望まれるかということ伺いたいと思います。

【司会者】

後でも、参加の支障などについては伺おうと思いますが、せっかく御質問がありましたので、そのあたりを伺おうと思うのですが、多少延びても、もうちょっと証人の話を聞きたかったかどうかというところについて、1番の方、どうですか。

【経験者1番】

私の事件はトータルで6日間だったんですけど、もう一日あって、証人の話をもうちよつと聞けるんだったらスッキリしたと思います。

【司会者】

2番の方はどうですか。そういうのは、あまりなかったですかね。

【経験者2番】

少なかったですが、もしも証人として呼ぶなら、製造ラインと一緒にやっていた同僚ですかね、製造ラインのトラブルがあった、そういう人の話を聞けたら本人の

理解が深まると思います。被告人は付き合いが広くない人だったので、証人はあまりいないという感じではありました。

【司会者】

他の方はどうでしたか。3番、4番の方は逆に支障が出るという意見もありうると思うのですが。もう一日増えたらもっと大変でしたという意見もあるかと思うのですが。そのあたり、4番の方、どうでしょうか。

【経験者4番】

私は、仕事をしているので、これでいっぱいいっぱいでした。私の勤めている会社では、一切公表すると言われてたんです。総務の方に言いに行ったときに、総務と私の担当マネージャー等以外には一切言わないように言われたので、周囲には、ちょっと家の用事で休むということにしました。それは、会社としては、裁判員裁判が始まった当初は、公にしてはいけないと言われてたみたいで、総務はそれをきちんと守っていました。ですので、一日二日増えると、そんなに長くなるのみたいな感じになるので、私は最初の予定どおりに進んでいただく方がありがたかったです。

【司会者】

5番の方はどうでしょうか。

【経験者5番】

被告人を取り巻く証人は、個人的には、適切な人たちだったと思いますが、強いて言うなら、被告人と殺された人の両方を知っているペットショップで働いていた従業員がいたので、従業員の話を聞いてみたかったというのはありました。

【司会者】

それで、日程が増えたらどうかという質問だと思うんですけど。

【経験者5番】

日程は増えても僕は大丈夫です。

【司会者】

その事件は、1週間いっぱいだったと思うのですが、1週間以上に

なっても大丈夫でしょうか。

【経験者 5 番】

大丈夫です。

【司会者】

お仕事場から休暇が取れると。

【経験者 5 番】

はい。あと、一人ずつの証人の話をもうちょっと深堀して聞いてもよいと思いました。

【司会者】

日程の関係で、6番の方向かないですか。

【経験者 6 番】

実際、お話を聞いて評議をした上で、もうちょっとここをというのがありますが、最初からこの証人がほしかったなというイメージが持てたかという疑問はあります。あらかじめ分かっている日程で組んでいたのに、途中で日程が増えるのは正直支障があります。

【司会者】

6番さんの事件は、全部で10日だったわけですが、それが11日になるとどうでしょうか。

【経験者 6 番】

気持ち的には、1日延びてでも、深めたいという気持ちがあるのはありました。今思えば10日は長かったと思いますので、10日というのは精いっぱい期間だったかなという気もしています。

【司会者】

ありがとうございます。

次に、評議、法廷での審理を終えた後の意見交換について感想を伺いたいと思います。裁判員と裁判官で、事実が認められるか、刑をどうするか、という点につい

て評議をしたと思います。このような評議は、話しやすかったか、十分に意見交換ができたかという、そういった印象・感想について伺えればと思います。

4番の方からお願いします。

【経験者4番】

評議では、裁判長と2名の裁判官が、最初から説明して行って、その都度、思ったことを発言してくれたらいいのでということで、被告人に対して、肯定的な意見・否定的な意見・女性から見た意見・男性から見た意見を素直に発言できる雰囲気を作ってくれていましたので、それは自分の意見が言いやすかったので、雰囲気はすごい良かったです。

【司会者】

事件としては、被害者と被告人の言い分が違っていました、言い分については、理解した上で評議に臨むことはできましたでしょうか。

【経験者4番】

できました。色んな意見が聞けて、取り方によたらこういう考えがあるのだなということや、自分と取り方が違うこともあることが分かり、色々な意見を聞いて皆さんがそれに対して考えられるというのがすごいよかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

3番の方は4番の方と同じ事件を経験されたわけですが、評議については、どのような感想をお持ちですか。

【経験者3番】

最初は色々裁判長から意見を求められて、自分の感覚だけでしゃべっていましたが、その理由をよく聞かれた記憶がありました。それから後は、明確な理由をもって発言をするようにしました。

それと、親子の関係の事件で、自分に置き換えて考えると、子に対するやさしさだったり、そういったことが不足していたからこういうことになったのではないか

と、つつい感情移入し、親子だからこそ悩ましいというイメージで評議したように思います。

【司会者】

ありがとうございました。

5 番の方は評議について分かりやすい内容だったのかとか、評議の雰囲気は、話しやすかったのか、そういったところはどうでしょうか。

【経験者 5 番】

評議の雰囲気は、裁判長が自分の発言に対して否定されないので、全体的に発言しやすい雰囲気でした。空気感もピリッとした感じではなく、柔らかい感じでした。話しやすい空気だったんで、これからもそのような雰囲気であれば、より多くの意見が出て、よい評議ができると思います。

【司会者】

ありがとうございました。

6 番の方、評議についてはどんな感想をお持ちですか。

【経験者 6 番】

まず、その都度毎回、争点がどこかとか、殺意とか過剰防衛などの用語の整理から進めてくれて、素人の持っている言葉に対するイメージと裁判で使われる言葉の意味が違うと考えて評議に取り組みました。評議中は、裁判員一人一人の意見をすごく丁寧に受けとめてくれて、我々が悩むところでは一緒に悩んでくれたり、疑問に対して説明してくれたりして、意見は出しやすい雰囲気だったなと思います。また、評議中だけでなく、お昼の休憩時間とかには、距離を取りながらではありますが、リラックスした雰囲気の中で雑多な話もできて、そういうところでリラックスした雰囲気を作れたというのも、評議の入りやすさというところでは、すごい大きかったなと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

6 番の方の事件では、殺意の点についてもそうですし、過剰防衛や正当防衛など、難しい法律概念があったと思いますが、検察官・弁護人からの説明がありました。そして裁判官からも説明させていただいたと思うのですが、そういったものは、理解した上で評議に臨むことはできましたか。

【経験者 6 番】

その理解は十分にできたと思っています。

評議の終盤には、人となり、量刑とか判断に大きく反映してくるなど感じているところなんです、そうやって揺らいできたところに、裁判長が罪を憎んで人を憎まずとか、証拠に基づいて判断するとか、そういった的確な助言をしてくださって、そこに戻ることができました。

【司会者】

1 番の方、評議については、どういった感想をお持ちでしょうか。

【経験者 1 番】

今 6 番の方がおっしゃったとおりだなと思うのですが、休憩も、裁判長や裁判官と一緒にとらせていただいたところで、コミュニケーションがとれ、評議で意見が言いやすかったですし、毎回、裁判長から、評議に入る前にまとめを入れてくださってから質問されるので、毎回自分で、あれってどうだっけと思うことなく、評議に臨めたのではないかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

2 番の方は、評議についてはどのような感想をお持ちですか。

【経験者 2 番】

だいたい皆さんと同じです。評議の進行は裁判長のうまい進行で、ポイントを押さえて進行していく、だから議論が外れることもなく、そして非常に言いやすい雰囲気、お二人の裁判官も柔らかい雰囲気、ものが言いやすかったです。

評議を進めていくうちに、裁判員と補充裁判員に何かしらの連帯感ができるよう

なぐらいの雰囲気ができあがり、非常に活発な意見が言えたと思っています。

これは一重に裁判長のポイントを押さえた進行がよかったと思います。最後には、裁判員の方皆さんがお互いに和やかにあいさつができるような雰囲気まで作ってくれたと思っています。

【司会者】

2番の方の事件では量刑判断が問題になったかと思うのですが、同種事件を参考にしながらの量刑判断はやりやすかったですか。

【経験者2番】

引っ込みをつけるかどうかで、微妙なところはありますが、そこは、それぞれの人の気持ちなので、結果としては、よかったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

参加への支障の関係については、ある程度田中弁護士からの質問でお答えいただいたかなと思います。あとは、参加の関係で負担に思われたりしたことがあるのか、守秘義務については皆さん、どういった印象を持たれたのか、その辺りを多少伺えればと思います。

まず、5番の方については、参加支障・守秘義務の負担については、どのように受け止められましたでしょうか。

【経験者5番】

参加の支障に関しては、特別な理由がなければ、義務ですよという感じだったので、手紙がきたときに、それを説明したら、上司は行ってこいということで割とスムーズにいけました。

守秘義務については、最初は絶対言ったらいけないものかと思っていましたが、評議の内容以外なら話してもよいと裁判長から説明があり、それを聞いてからは負担に感じることはなかったです。

【司会者】

6 番の方は、参加の支障、それから守秘義務についてはどのように思われたのかというところについて教えていただけますでしょうか。

【経験者 6 番】

参加については、職場で初めてだったということもあって、上司も一瞬、少し考えさせてくれとなったのですが、結局、総務に話を通してくださって、大切なことだからと、認めてくださってからは問題なく参加できました。

守秘義務については、もう少し厳しいと思っていました。事件のことそのものについても漏らしてはいけないと思っていました。周りから聞かれることもどんな事件だったかという大枠だけで、どんな流れだったのかを聞かれることもなく、守秘義務について負担に感じることなく、終わることができました。

【司会者】

1 番の方は、参加の支障、それから守秘義務についてはどのように思われたのかというところについて教えていただけますでしょうか。

【経験者 1 番】

参加に対する支障は、義務と書かれていて、断る理由に該当する項目がなかったことを職場の上司に伝えたところ、気持ちよく、国民の義務として果たしておいでと言われました。

ただ、最初に 6 日間拘束されると聞いたときは、正直、自分の仕事が滞るとか、出て行ったら溜まっている仕事をどうやってやろうとか、ある程度片付けなければという自分の中のプレッシャーがありました。

休んで出てきたときの職場の人は温かく、私もそういう経験したいとうらやましがられました。もう一日あっても、私は、職場の人たちは大丈夫な環境だったので、参加に支障がなかったのでありがたいなと思います。

守秘義務については、自分が思うより言っているいいことがあり、逆にびっくりしたぐらいで、家族だけは心配していましたが、家族以外は、裁判員裁判ってどんな感じというざっとした質問をされることが多く、負担には感じることはありませんで

した。

【司会者】

ありがとうございます。

2番の方は、参加の支障は何かありましたでしょうか、それから守秘義務については、どう思われましたでしょうか。

【経験者2番】

参加については、高齢者なので、全く問題はないです。現役時代であれば、月の半分くらいは東京に出張していたので、それまでに裁判員が来ていたら受けられなかったと思いますが、ちょうど引退して今は仕事を変えているので、会社の会長に話したら、喜んで、「是非行ってきてください。」と言われて、非常によかったと思います。タイミングがよかったです。

守秘義務については、守秘することが意外と少ないという感覚で、特に深く聞かれることもなく、おおざっぱなあらすじというか、要するに傍聴席で聞く程度のことしか聞かれず、特に全く問題はありませんでした。

【司会者】

ありがとうございます。

3番の方は、参加への支障、それから守秘義務についてはどのように思われたのかというところを教えてくださいませんか。

【経験者3番】

私は、定年退職をして完全無職となっているので、何の支障もありませんでした。

守秘義務については、けっこうしゃべったらいかんことがあるとか、なったことを言ったらいかんとか、周囲の方が思ってくれ、負担はありませんでした。逆にいい経験ができたので、来たらやった方がいいですよと売り込みをさせていただきました。

【司会者】

ありがとうございます。

4 番の方は、参加への支障、それから守秘義務についてはどのように思われたのかというところを教えてくださいませんか。

【経験者 4 番】

私は、案内がかなり早くから来てました。

ただ、私の例が初めてで、裁判の日数も多く、会社はびっくりしたのはあるみたいですよ。

守秘義務は、内緒ということで、直接関係のある人にだけ言って、あとはしらっとしとけと言われたので、聞かれることもありませんでした。家族もしゃべらないようにしてくれていました。むしろ私が言おうとしたら、それは言ったらいけないのではないかとされるくらいでした。

【司会者】

周りの方が気を遣うくらいだったということなのですね。

【経験者 4 番】

はい。

【司会者】

皆さん参加された事件は、去年の6月から12月までの事件だったかと思います。新型コロナウイルス感染症が広まってからの事件でしたので、裁判所としてもその対応ということで、例えば選任のときに体調の確認をさせていただいたりですとか、選任のときや評議室での距離をとっていただいたりですとか、法廷や評議室で換気をさせていただいたりですとか、マスクを着けていただいたりですとか、色々な対応をさせていただいたと思うのですが、そういったところについて、この対応が不十分だったのではないかとか逆にやりすぎなのではないかとか色々な意見があり得ると思うのですが、そういったところはどうかでしょうか。

6 番の方、いかがでしょうか。

【経験者 6 番】

食事中の私語は慎みましょう、食べ終わったらマスクを着けましょう、食べる前

にはアルコールティッシュをいただいたりなど、細かい部分の対応はすごい気にかけてくださったと思います。

今思えば、入り口の部分で検温がなかったなと思っています。

私が担当したときは、体調がいい時期でその必要を感じていなかったのですが、自分の体調が悪く、不安に思うときは、あった方がいいのかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

1 番の方は、新型コロナ関係の対応についてお気づきの点とかはありますでしょうか。

【経験者 1 番】

6 月だったので、一番初めということで、6 月の段階の対応では全然よかったと思います。

ただ、今、検温がなかったり、一人一人体温が計れるものがないのは、あれっ、と思いました。

【司会者】

2 番の方は、何かお気づきのことはありますでしょうか。

【経験者 2 番】

私は、7 月だったのですが、香川にはそんなにコロナも流行っていないし、周りにも感染者もいないだろうというくらいの感覚で、やっていましたので、特に問題なかったと思います。

【司会者】

3 番の方は、印象・感想でもよいですし、お気づきの点があれば教えていただけますでしょうか。

【経験者 3 番】

終日マスクをつけて話す機会がなかったので、声が結構出ないのだなと思いました。油断していると、声が出ていないのではないかなという印象がありました。

【司会者】

対応について、何かお気づきの点はありませんでしょうか。

【経験者3番】

換気もよくしてくれて、何も意見はありません。

【司会者】

4番の方は、何かお気づきの点がありましたら、教えていただけますでしょうか。

【経験者4番】

入り口のところで、警備員の方が3人立っていて、入るときにすごく気が引き締まる思いがしました。あと、検温はないのかなと思いました。

【司会者】

5番の方は、いかがでしょうか。

【経験者5番】

特にありません。

【司会者】

最後に、もしよろしければ、皆さん、裁判员・補充裁判员を経験されたということなのですが、これからも裁判员裁判は続いていきます。これから、裁判员・補充裁判员になられる方へ何か一言メッセージをいただけますと幸いなのですが、それぞれ一言いただけますでしょうか。1番の方から、お願いします。

【経験者1番】

なかなか通常ではあり得ない経験をさせていただいて、勉強になることもたくさんあるので、経験しないよりも、経験できるなら経験した方が人生の中のプラスにはなるかなとは思いました。やっていただけたらいいなと思います。

【司会者】

2番の方、お願いします。

【経験者2番】

私も全く同様に、こんなに貴重な経験をさせていただいたことにはすごく感謝し

ていますし、それを通じていろいろなことを見聞きすると、裁判に対する理解が深まり、裁判官、検察官、弁護士の方々がこれほどのことをやってくれているのだということを目の前にすると、司法への信頼につながっていきます。そういう印象は後から周りに言うので、そうやって広がってくれるとよりよくなっていくのではないかなと考えております。是非、経験してほしいです。誰かいたら、推薦します。

【司会者】

3番の方、お願いします。

【経験者3番】

去年の11月くらいだったと思うのですが、最高裁からお手紙が来て、その当時は、仕事をしていたのですが、最終的には7月くらいに9月の裁判に名簿に入っていますよということで来たと思うのですが、本当にやってよかったです。はや10年になる中で、初めて当たったんだと感じます。これから当たる人には是非勧めたいです。

【司会者】

4番の方、お願いします。

【経験者4番】

私、当たるまでは、遠い世界のことと思っていましたが、実際当たって、裁判がどう進められるか経験して、こういうことがあるんだということで、ニュースも見ようになったし、大きな事件は自分とは関係ないとは思うものの、小さい事件は自分の身に起こるか分からないので、こういう経験をして、身を引き締めていかなければいけないなと感じました。裁判員裁判に選ばれた人には時間が許す限り参加していただきたいと思います。

【経験者5番】

裁判に興味なく、裁判の「さ」の字も知らないような者でしたが、今回経験して、ニュースを見るようになったし、傍聴にも行きました。僕みたいな若い人がどんどん参加した方がいいのではないかなと思います。

【経験者6番】

終わってみて、参加してよかったです。もっと広めたいと思いました。職場に知ってもらい、行かせてもらうことから自分自身の経験になったなと思うし、自分から望んでできる経験ではないですので、せっかく選ばれたら是非引き受けてもらいたいなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

最後に、弁護士、検察官、裁判官の方から、簡単にコメントをいただけると幸いです。田中弁護士お願いします。

【弁護士】

今日は、たくさんの重要な御指摘をいただきました。本当にありがとうございます。

自分たちが、訴訟活動をする上で不安だなど思っていることが分かりにくさにつながっていたりとか、自分たちがこれをしてほしいなど思っていることが共有できている感覚なども感じられて、非常に勉強になりました。弁護人をしてしていると裁判員の方に分かりやすい審理を目指すことが被告人のための弁護につながっていることが分かりました。個人的にも研鑽を積みたいたいと思いましたが、弁護士会としても、研修などを通して充実した分かりやすい弁護を目指していきたいと思えます。ありがとうございました。

【検察官】

本日は、皆さん、貴重な御意見をありがとうございます。

検察官の立場としては、刑事裁判に全く触れたことのない人に事案の概要を確実に理解してもらうことが一番大事と考えていまして、そのためには、なるべく情報をそぎ落として分かりやすい形で提供しようと考えているのですが、ただ、評議をしていく上で、裁判員の方に何かもやもやが残るのもよろしくないというところで、あまり審理の予定が増えても皆さんの御負担になりますし、かといってあまりにも

そぎ落としますと、もやもやが残るのもよくないと、ここをどう調和させていくかが今後の課題だと思います。本日はありがとうございました。

【裁判官】

本日は、皆さん、率直な意見をいただきまして、ありがとうございました。私も当時評議をしていたことを思い出しながら、お話をお伺いをしていました。我々としても皆さんに助けをいただきながらさせていただいており、非常に感謝しております。

裁判員裁判は、裁判員と裁判官が実質的に協働し、それぞれの知識経験とか視点を持ち寄って裁判に活かすことが期待されていると思います。これを実現するためには、今日色々御意見いただいた分かりやすい審理とそれを前提にした評議での活発・十分な意見交換が鍵になると思います。それに向けて裁判所でも検察と弁護士とも色々工夫をして、意見交換をしているわけですが、今日いただいた色々な観点からの意見はそこでの大きなヒントをいただいたと思いますし、背中を押してもらったところもあると思います。今後の裁判員裁判に活かさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【司会者】

ありがとうございました。

今後の裁判員裁判の運用において、大いに参考にさせていただきたいと思います。

【総務課長】

それでは、意見交換は以上とさせていただきます。

では、報道機関との質疑応答に移ります。

【NHK】

裁判員を経験して、体験後の人生・実生活にとってよかった、活かされた部分はこういったところですか。

【経験者1番】

体験してよかったなと思ったのは、カッと衝動的に何かをしてはいけないと思

ます。いつ、自分がこういう立場になるか分からないので、人ってささいなことで衝動的に何かしてしまうのを感じたので、冷静にしようと思いました。

【経験者2番】

裁判員を経験することによって、ものを考える筋道、自分がこれからものを考える糧になるというか、筋道のたった考えをしようという、大事な部分の参考になると考えています。最近是非常に安直にものを言う方が増えて、SNSなどでポンポンと勝手なことを言う人が多いですが、そういうことを抑制する考え方ができると思います。

【経験者3番】

法を遵守した生活をしなければと思います。

私がした裁判が同年齢の母と息子の事件で自分の家庭を見ている気にもなったので、本当にちょっとしたことが犯罪につながるの、家庭内での会話がいかに必要かということを感じました。以上です。

【経験者4番】

私も1番さんと同じで、いつ我が身に降りかかるか分からないので、気を引き締めて人生を送らなければいけないと、すごい感じました。

【経験者5番】

自分も、仕事とかで、こういうことをしたらこういう罪になるという、仕事中でも、そういう危険があるので、調べるようになりました。

【経験者6番】

自分の身に起こりうる、自分ごととして捉えることができたように思います。あと、色々な角度からものを考えられるようになりました。

【NHK】

分かりにくかった点や今後の裁判員裁判に参加するにあたり改善すべき点を教えてください。

【経験者2番】

結果論ですが、裁判が終わって後から振り返ってこう思うなというところがあるので、そういうことが、こういう意見交換会で反映されてよりよい煮詰まった話になればいいなという気持ちはあります。

【経験者3番】

これについては、思いつかないのですが、皆さんが、一生懸命考えて話し合ったことが結論になり、自信を持って終わったと認識しています。

【経験者4番】

裁判官や裁判所の人をもっと堅いのかなと思っていましたが、要所要所で声掛けをしていただき、それが助かりました。すごい緊張していても緊張がほぐれるし、悩んでいても声掛けしてくれたのが、安心になったので、もっとお堅いのかなと思っていたので、声掛けをしてくれたのがうれしかったです。ありがとうございます。

【経験者5番】

図が分かりやすかったです。文字ばかりだと分かりづらいですし、声が小さくて聞き取りづらいとか早口は気になりました。

【経験者6番】

質問の意図で途中、迷子になったり、専門的な用語が飛び交うとついていけないところがあったので、少し言葉のやりとりをゆっくり目にしていただければと思います。

【経験者1番】

裁判長の説明の中で、シミュレーションをしたのが、分かりやすかったです。

【NHK】

裁判員を経験して、被告人の人生を決めるかもしれないことについて、量刑を判断する上での精神的負担はどうでしたでしょうか。

【経験者3番】

最終的に量刑を決めるときにお聞きしたのは、裁判員が6名と裁判官が3名、9名のうち、過半数で決まるということで、その過半数の中に裁判官が入っていない

といけないということを聞いて、裁判員という法の知識の少ない者だけの過半数で決めたのではないというところがあったので、特に私は補充裁判員から裁判員になったので、最初は負担に感じていたのですが、最終的に多数決のそういうルールがあるということで、負担には感じなくなりました。

【経験者4番】

刑が重かったなので、その点で、はっきり言って、精神的にきつかった部分があります。

【経験者5番】

しっかり話を聞いてしないとといけないという、いい意味でのストレスがありました。

【経験者6番】

自分の意見を数字で表すというのは重かったですが、自分の意見を出せたのはよかったです。

【経験者1番】

過去や全国での同じような事件ではこれくらいだというデータを見せてもらい、100パーセント自分たちだけで刑を決めたわけではないので、そういう意味での精神的な負担はなかったです。

【経験者2番】

判決が言い渡されるまでは議論の最中ですので、あまり感じませんでした。終わって、その方は有罪が言い渡されて前科がつくのだと思うと、自分は言渡しに関わっていると思うと、ちょっと重いという印象があります。

【四国新聞】

5番の方に追加でお願いしたいのですが、今後の改善点として文字ばかりだと分かりづらい、声が聞きとりづらいとか早口だとおっしゃっていたのですが、この声が小さいというのは、どなたの、ということになるのでしょうか。

【経験者5番】

検察官の方と、弁護士の方、両方に感じました。

【四国新聞】

弁護士さんと検察の方がお話をされているときに聞き取りづらかったり、早口が気になったということでしょうか。

【経験者 5 番】

はい。やはり、声が小さくて、裁判長が何回か言ってくれていたりしていたので、早口は早口だったんで、終始聞き取りづらかったなと思います。

【四国新聞】

冒頭陳述の場面でしょうか、弁論の場面でしょうか。

【経験者 5 番】

証人に対する質問が特に早口だったような気がしますね。

【四国新聞】

ありがとうございます。そういったところを改善していただければということですね。

【経験者 5 番】

そうですね。

【四国新聞】

6 番の方にお尋ねします。先ほどの改善点の話で、質問の意図や専門的言葉が少しついていけなかった場面があったとのことですが、もう少し具体的に、どういう場面だったか、どういう質問だったか教えてください。

【経験者 6 番】

私が感じたのは、2 点、終盤で検察官が核心に迫るとき、証拠に基づいているというのは感じたのですが、でもその聞いている質問がどこに結びつくのか、質問の着地点が見えづらかったと感じたのが終盤でありました。弁護士の方のそれについては、本筋ではない、外堀にかかる部分からの話で、何で今ここでこの話を出てくるのだろうと思いました。それが最後に着地できているときもありましたし、最後

に着地できていないこともありました。そして、専門用語は具体的にどの言葉というのは、思い浮かべるのが難しいのですが、冒頭陳述や論告・弁論自体がそれ自体、なじみのない言葉なので、何か耳慣れない言葉にはついていきかねたなという感じがあります。

【読売新聞】

皆さん、ありがとうございます。裁判員の参加の難しさみたいな、日程調整の難しさの話があったと思いますが、選任手続とかを含めて、全体としてみて、急に選任のお知らせが来たとか、選任手続から公判のお知らせまでの期間が短いなど、選任の面での改善点や思うところがあれば、皆さんにお伺いしたいです。

【経験者4番】

期間としては、最初に来たのは年末に来ましたし、9月の裁判で選ばれたことは7月くらいに来ましたので、2か月前に来るので、そんなにぎりぎりに来たということはないので、その点に関しては結構、時間があったので、会社の上司に説明する時間とかは十分にありました。

【経験者5番】

抽選の日が結構、ぎりぎりで、裁判の日の直前くらいだったので、勤務の最低人員の関係で代わってもらわなければならず、仕事の相手に迷惑をかけました。

【経験者6番】

特に支障を感じることはありませんでした。

【経験者1番】

支障を感じることはありませんでした。抽選で待たされる時間のみ苦痛でした。

【経験者2番】

私も特に問題があるということは、ありません。

【経験者3番】

何ら問題なしです。

【読売新聞】

5番の方ですけれども、抽選の日が裁判の日の直前ということでしたが、どれくらい前でしたか。

【経験者5番】

はっきり覚えていないのですが、2週間か3週間前くらいでしたかね。

【司会者】

5番の方の裁判の初日は月曜日だったのですが、選任は、前の週の水曜日と記録上なっています。

【総務課長】

以上で、報道機関との質疑応答を終わらせていただきます。

本日は、長時間にわたり御協議いただきまして、誠にありがとうございました。

皆様からいただきました御意見につきましては、裁判所においてよく整理、検討して、今後の裁判員裁判の運用改善に役立てさせていただきます。

今後とも裁判所への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして意見交換会を終了させていただきます。